



令和8年4月1日発行



北名古屋市立沖村保育園



保育園が大切にしていること

保 育 理 念

**のびのびと育つ温かい保育をし
1人ひとりの子どもを大切にする**

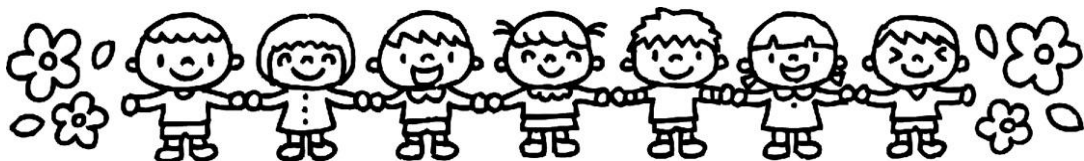
将来、今の子ども達が「自分は自分でいい」と思える大人になって欲しいと願っています。その土台を育むために、愛情を注ぎ、一人ひとりの良さを見付け、声を聞き、気持ちに寄り添っていきたいと思っています。その安心感は、勇気をもたらし、楽しみを見つけようとする原動力になります。



保 育 方 針

**心身ともに健康でよく遊ぶ
子どもを育てる**

これからは「言われたことならできる」という人では、社会に適応できなくなると考えられています。知識や技能だけでなく、思考力や判断力、表現力等の基礎、学びに向かう力や人間性等を育てていく必要があります。
(保育所保育指針より)



北名古屋市立保育園の子ども像と保育目標

よく遊ぶ子ども

- その時の興味・関心・発達状況に合わせて遊びの素材を用意し、子ども達がわくわくするような環境作りをしていきます。自分から「おもしろそう!」「ふしぎだからしりたい!」と思って取り組んだ時こそ、子どもは大きく成長します。子ども自身の中から湧き出てくる気持ちを尊重し、子ども達がやってみたいと思えたり、やりたいことを見つけたりして、夢中になれるような支援をしたいと考えています。
- 保育の組み立ては、一斉保育（同じ活動に取り組む保育）においての経験や学びも大切にしたい育ちがありますので、自由保育（活動を選ぶ保育）と交えながら進めていきたいと思えます。



大人になった子ども達が、自分で考えたり、悩んだり、選択したり、決定したりするために、今その力を遊びの中で蓄えていきます。遊びは学びであり、生きる力になります。

丈夫な体をもった子ども

- 体を動かす遊びをたくさん行うようにしていきます。
- 食事では、食べたいという意欲を大切に、食べ物に対する興味関心を育んだり、食べること自体の楽しさを味わえるようにしていきたいと思えます。

基本的な生活習慣が身についた子ども

- 子ども達が心地良さを感しながら、生活習慣が身につくようにしていきます。
- 個々のペースや思いを大切に、大人との信頼関係を基本に、生活の様々な事を自分からやってみようと思えるようにしていきたいと思えます。

豊かな感性のある子ども

- 心が動く経験を大切にしていきます。一人で遊ぶことも楽しく、友だちと遊ぶことも楽しい経験の中、楽しく過ごした友だちのことが大好きになっていくことを大切に考えます。
- 身近にある事象に積極的に関わられるようにし、子ども達の気持ちに共感していきます。
- 多様な関わりを楽しめるようにし、さまざまな人と刺激し合うことを大切にしていきます。

自分の思いが表現できる子ども

- 自分の思いを表現できるような安心できる環境作りと、楽しい雰囲気作りに努めていき、言葉による伝え合いを楽しめるようにしていきます。大人に気持ちや感情の受容をもらうと、自分の意見を言う力や人の話を聞く力、相手の気持ちを考え自分の心に折り合いをつける力が育ちます。

家庭との連携 保育園と家庭が協力し合い、保護者と共に子どもを育てていくという考えを持ち必要な情報を交換していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

第1 施設運営主体

名称	北名古屋市
所在地	北名古屋市西之保清水田15番地
電話番号	0568-22-1111
代表者	市長 太田 考則

第2 利用施設

*土曜日保育は一部集約化

(沖村・中之郷保育園→西之保保育園)

施設の種類	保育所
施設の名称	北名古屋市立沖村保育園
施設の所在地	北名古屋市
連絡先	電話 0568-21-4712
管理者	園長 吉田 真由美
開設年月日	昭和44年4月1日
開設時間	7:30~18:30
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	4月2日時点で満3歳以上の児童 75人 4月2日時点で満1歳以上満3歳未満の児童 33人

第3 施設の目的・運営方針

北名古屋市立沖村保育園（以下「当園」という）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育提供を行うことにより、すべての子どもが、健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。
- (2) 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、保育を提供するよう努める。
- (3) 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、小学校、他の保育施設等、地域子ども支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

*園児の育ちを支えるために作成している保育要録等の記録を、就学先や転所先に引き継ぐ。

第4 提供する保育の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、園児の心身の状況等に応じて、保育を提供する。

第5 施設・設備等の概要

(1) 施設

事業開始年月日	敷地面積	建物延面積	構 造
昭和44年4月1日	2,468.01 m ²	1,029.15 m ²	鉄筋コンクリート造2階建て

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳 児 室	室	いちご組 (1歳児クラス) めろん組 (2歳児クラス)
保 育 室	室	きりん組 (5歳児クラス) ぱんだ組 (4歳児クラス) りす・うさぎ組 (3歳児クラス)
遊 戯 室	1室	
給 食 室	1室	
医 務 室	1室	
職 員 室	1室	

第6 職員の配置状況

当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	1	1		
副園長	1	1		
保育士	13	12	1	
用務員	2		2	

※その他必要に応じて職員を配置しています。

第7 職員の勤務体制

職 種	勤務時間	備 考
A 勤務	7:30~16:15	早番勤務
B 勤務	8:00~16:45	早番勤務
C 勤務	8:30~17:15	通常勤務
D 勤務	9:00~17:45	遅番勤務
E 勤務	9:45~18:30	遅番勤務

第8 保育を提供する日

- (1) 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
- (2) 前項の規定に関わらず、保育の提供を行う上で必要があるまたはやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用園児の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に保育を提供することがあります。
- (3) 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、保育の提供を行わないことがあります。
- (4) 退所日は、原則月末となります。

第9 保育を提供する時間

- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。実際保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。
- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は就労時間その他保育を必要とする時間帯を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び16時30分から18時30分までの範囲内で早朝・夕方保育を提供いたします。
- (3) クラス別を主体とした保育は、8時30分から15時30分までです。その後は順次降園します。16時から16時30分は、異年齢保育で降園を待ちます。土曜日は他園にて異年齢保育を行います。
- (4) 保護者が休日などで在宅している園児の保育時間は、原則として保育の必要な事由に欠ける状態であることから、保育時間はクラス保育の時間とします。
- (5) 入園後、一週間程度お子さんの状態に合わせたお迎えも可能です。
- (6) 心身に障害のある園児の保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第10 保育園の一日

時 間	3・4・5 歳 児	時 間	0・1・2 歳 児
7:30	早朝保育 異年齢保育	7:30	早朝保育 異年齢保育
8:30	クラス保育 健康観察 持ち物整理	8:30	クラス保育 健康観察
9:00	生活(手洗い うがい 排泄など) 活 動 (園庭・室内)	9:00	生活 遊 び 朝おやつ 活 動 (園庭・室内・散歩)
11:30	食事準備 食 事	11:15	食事準備 食 事
13:00	午睡 [3歳児 4月~10月 4・5歳児 6月~夏期のみ	12:30	午 睡(年間通して実施)
14:30	遊 び 生活 おやつ 遊 び 降園準備 健康観察	14:30	おやつ 遊 び 降園準備 健康観察
15:30	順次降園	15:30	順次降園
16:00	異年齢で降園を待つ	16:00	
16:30	夕方保育	16:30	夕方保育(異年齢保育)
18:30	延長保育	18:30	延長保育
19:30		19:30	

第11 年間予定

☆は保護者の方にもご参加いただく行事です。

行事は毎日の生活と遊びの延長線上にあると考えています。

予定ですので、中止・変更する場合があります。

*保護者による保育参加を予定しています。

*年長組社会見学は日程など未定（バス代の徴収（2,000円程度）があります）

4月	保育始め ☆入園式
5月	端午の節句 ☆保育参観及び個人懇談会（幼児組）☆クラス懇談会（乳児組）
6月	プール開き
7月	七夕 ☆夏まつり（保護者会主催）
9月	お月見
10月	☆ファミリースポーツデー（幼児組）☆個人懇談会（幼児組）
11月	遠足（幼児組） ☆保育参観（乳児組）
12月	☆保育参観（年長組） クリスマス会
1月	☆保育参観（年少・年中組）
2月	節分
3月	桃の節句 お別れ会 ☆卒園式 保育終了日

(1) 給食の提供

ア 3歳児未満・3歳児以上に分けて、管理栄養士が作成した献立を基に実施し、食事は主食・副食・牛乳の完全給食です。食物アレルギー対応食を提供し、宗教食の配慮もします。食物アレルギーがある場合は、医師の指導に基づきご相談させていただきますので、お申し出ください。

イ 土曜日については、3～5歳児は、昼食及び午後3時を超えて保育が必要な場合のおやつを持参してください。0～2歳児の午前のおやつと昼食は保育園で用意しますが、午後3時を超えて保育が必要な場合のおやつについては、持参していただきます。

(2) 障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な児童を保育所で受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

心身に障害のある園児の受け入れは、面接などにおいて検討したうえで入園となります。

第12 利用料金

(1) 保育料

ア 3～5歳児

保育料無償化に伴い負担無し。

イ 0～2歳児

所得に応じて負担。（生活保護世帯・里親・住民税非課税世帯については、無償化対象）
家庭状況により軽減となる場合があります。（北名古屋市HP参照）

(2) 給食費

ア 3～5歳児

月～金曜日の給食費は、一か月当たり6,200円を徴収します。ただし、以下のいずれかに該当する児童は徴収免除となります。

・生活保護受給世帯

- ・里親
 - ・世帯の市民税所得額の合計が、57,700 円未満の世帯の児童
(ひとり親世帯などは 77,101 円未満)
 - ・同一世帯から幼稚園、保育園、認定こども園、児童発達支援事業所などを利用している子どもにおいて3人目以降の児童
- * 国の重点支援地方交付金が示されたことを受け、北名古屋市は、令和8年度の公立保育園給食費については、保護者様からの負担を求めないことに決定しました。
令和9年度以降については、徴収となります。

イ 0～2歳児

保育料に給食費が含まれています。

- * 保育料・給食費は所得状況及び家庭状況により、軽減となる場合があります。
(北名古屋市 HP 参照)

第13 利用の就労に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児の保護者が、利用の基準に該当しなくなったとき
- (2) その他、保育所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第14 健康管理・保健衛生に関する事項

(1) 健診等について

- ・ 保育園では、内科・歯科・眼科健診・尿検査を行います。

(2) 身体測定について

- ・ 毎月、身長と体重を測定し記録します。結果は、保護者にコドモンでお知らせします。

(3) 保護者の方へお願い

- ・ 爪は短く切ってきてください。伸びていると思わぬケガにつながります。
- ・ 必ず朝食を摂ってから登園してください。なお、食物アレルギー児への配慮の観点からも食べながらの登園は厳禁といたします。

(4) 感染症について

- ・ 感染症またはその疑いがある時は、医師の指示に従い、全快するまで登園させないようにしてください。
- ・ 登園時は、「感染症治癒報告書」を提出してください。報告書はコドモン「資料室」に様式を掲載、及び、保育園にあります。

<感染症登園の基準について>

- 1 医療機関で感染症であると診断されましたら、その旨を保育園にお知らせください。
- 2 医師の処置と指示に従い、治癒後「感染症治癒報告書」を保護者の方が記入し保育園にご提出ください。

感染症治癒報告書

令和 年 月 日

保育園長 様

組 氏名 _____

保護者氏名 _____

下記のとおり報告します。

該当に ○印	病 名	登 園 の 基 準 (ただし、No.1~8は、病状により医師において感染の恐れがないと認めるときはこの限りではない)
	1 インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	2 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	3 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	4 麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	5 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	6 風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	7 水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	8 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	9 結核	病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	10 髄膜炎菌性髄膜炎	
	11 腸管出血性大腸菌感染症	
	12 流行性角結膜炎	
	13 急性出血性結膜炎	
	14 その他の感染症 (該当の病名に☑)	
<input type="checkbox"/> マイコプラズマ感染症 <input type="checkbox"/> 溶連菌感染症 <input type="checkbox"/> R Sウイルス感染症 <input type="checkbox"/> 手足口病 <input type="checkbox"/> ウイルス性結膜炎 <input type="checkbox"/> 感染症胃腸炎 <input type="checkbox"/> ヘルパンギーナ <input type="checkbox"/> 伝染性紅斑 <input type="checkbox"/> 突発性発疹 <input type="checkbox"/> 帯状疱疹 <input type="checkbox"/> その他()		

・ 受診した医療機関： _____

・ 上記疾病で休んだ期間： 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(5) ケガについて

- 子どもは小さなケガを繰り返すことで、自分の身体をコントロールすることを学びますが、大きな事故や重大なケガが起こらないよう十分気を付けていきます。(設備点検・ケガ、事故発生時の対応マニュアル把握・子どもへの安全指導・有効な遊びの提供)
- 小さな擦り傷などのケガは、伝言しないこともありますので、ご了承ください。

(6) 与薬について

- お子さんの薬については、本来保護者の方が与えていただくものですが、やむを得ない理由で保護者の方が困難な時には、保育園にご相談ください。(診察時に、なるべく朝・夕2回の服薬になるよう主治医にご相談ください。)

(7) その他健康管理について

- 発熱(おおむね37.5℃以上)、下痢、嘔吐などの体調不良時は登園を見合わせてください。
- 保育中に発熱、発病、怪我などの場合は連絡しますので、すみやかに迎えにきてください。
- 年長児希望者は、フッ化物洗口を行います。

(8) 園医

《内科》	かんやまクリニック	23-2007	鹿田栄109番地1
《眼科》	酒井眼科	22-2225	久地野北浦66番地
《歯科》	なごみ歯科	26-1753	久地野北浦99番地1

(9) 病児・病後児保育

病時期、病気回復期で集団生活が困難な場合に、市内の医療機関である師勝クリニックで、一時的に保育します。ご利用に際しては、師勝クリニックへ、又制度に関しては北名古屋市役所子育て支援課にお問い合わせください。(有料)

(10) 災害共済給付制度への加入

保育園では、在園する乳幼児の不慮の事故に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害救済給付契約を結んでいます。災害救済給付は、保育園の管理下において乳幼児が災害に遭った場合、見舞金の給付を保護者に対して行う制度です。

- 共済掛金は、北名古屋市が負担しています。
- 給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、またはこれに基づく法令(政令、省令、通達)に定められており、事故の状況等により審査の上決定されます。

(11) 緊急時等の対応方法

保育を行っているときに園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は医療機関への連絡を行います。

第15 災害時における保育の実施について

災害時には園児の安全確保のため、速やかな行動がとれるよう情報収集に努めていただくようお願いいたします。保育については下記のようにいたします。ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 暴風(雪)警報が発表された場合

- (1) 登園前に名古屋地方気象台から暴風(雪)警報が発表された場合
 - ア 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常通り保育を実施します。
 - イ 午前6時30分を過ぎて午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て保育を実施します。
 - ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、保育を実施しません。
- (2) 登園後、暴風(雪)警報が発表された場合は、保護者には北名古屋市ホームページやコドモン配信等によりお知らせします。可能な限り児童の引き取りをお願いいたします。
- (3) 台風接近による給食中止について
状況により、前日までに給食中止を決定する場合があります。
備考：北名古屋市の警報に関する情報は気象庁のホームページやNHKデータ放送でご覧になれます。

2 大雨(浸水害)・洪水等の警報が発表された場合、又は災害が発生(浸水・倒壊・火災等)した場合

- (1) 登園前に、大雨(浸水害)・洪水等の警報が発表された場合、又は災害が発生(浸水・倒壊・火災等)した場合
 - ア 状況により、臨時休園等の必要な措置を講じます。
 - イ 上記の措置は、保育園からコドモン配信等にて連絡します。なお、措置を講じない場合は連絡いたしません。
- (2) 登園後に、大雨(浸水害)・洪水等の警報が発表された場合、又は災害が発生(浸水・倒壊・火災等)した場合
状況により保育園からコドモン配信ならびにホームページ等により連絡いたします。

参考：避難情報

新川流域については、避難行動を促す河川氾濫情報が発表されます。

警戒レベル3⇔氾濫注意情報⇔危険な場所から高齢者は避難

警戒レベル4⇔氾濫危険情報⇔避難指示⇔危険な場所から全員避難(立退き避難・垂直避難)

警戒レベル5⇔氾濫発生情報⇔緊急安全確保⇔命の危険、直ちに安全確保

3 特別警報が発表された場合

- (1) 登園前に名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合
 - ア 登園を見合わせてください。
 - イ 特別警報解除後も、災害状況及び気象・道路の状況等で危険な場合は、登園を見合わせてください。
- (2) 登園後に名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合
 - ア 児童の生命・安全を守る最善の対応として、次のいずれの方法をとります。保護者にはコドモン配信等により連絡いたします。
 - ① 保育園で一時待機
 - ② 外部の避難場所への移動
 - ③ 保護者による引き取り帰宅

参考：特別警報

1 特別警報の発表基準

- ・数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて「大雨」「暴風」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表される。
- ・「大津波警報」「噴火警報」「緊急地震速報(震度6弱以上)」は特別警報として位置づけられる。ただし、「〇〇特別警報」として改めて発表はされない。

2 特別警報発表時の対応の原則

”ただちに命を守る行動をとる！”

4 震度5弱以上の地震発生または「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震警戒)が発表された場合

- (1) 登園前の場合
自宅ないし指定避難場所に待機し、保育園からコドモン配信ならびにホームページ等により連絡があるまで登園させないでください。
- (2) 登園後の場合
震度5弱以上の地震が発生した場合、被害状況等を確認しコドモン配信等により児童の引き取りを依頼します。

5 その他

- (1) 保育園再開は、災害対策本部の指示に基づき行います。保育園からの連絡をお待ちください。
- (2) 保育園からの連絡
緊急の場合、保育園からのコドモン配信あるいはホームページ等にて連絡します。
原則として、個人で保育園へ問合せをしないようお願いします。
- (3) 災害情報の確認
市役所ホームページで、災害時の情報が確認できます。また、市役所ホームページから「防災ほっとメール」に登録すると市の緊急情報を自動的に受信できます。また、気象庁のHP上の「キキクル」で大雨に関する情報を確認でき、登録すれば危険度の高まりを自動受信できます。

第16 苦情の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けています。

市役所児童課	苦情解決責任者 保育士長	TEL 22-1111
当園苦情相談窓口	苦情受付担当者 園長	TEL 22-4712
第三者委員	※第三者委員は、園に掲示してありますのでご確認ください。	

第17 その他留意していただきたいこと

- (1) 保育を必要とする事由(就労先等)や家庭状況等が変更になる場合は、すみやかに園長、副園長、担任保育士にお申し出ください。必要に応じ、支給認定の変更申請(届)の提出が必要です。
- (2) 迎えの人が変わる場合や迎えの時間に遅れる場合は、必ず連絡をください。連絡がない場合は、保護者と確認が取れるまで園児はお渡しできません。
- (3) 交通安全に心掛け、ゆとりを持って登降園させてください。
- (4) 保育時間中、電話による担任の呼び出しは、出来るだけご遠慮ください。
- (5) 開所時間中に、全ての利用乳幼児が帰宅するなどにより利用乳幼児のいない時間帯が生じた場合は閉所します。保育所に対して至急連絡を取る必要が生じた際には、北名古屋市役所(TEL 22-1111)へご連絡ください。(市役所閉所時間は宿直対応になります。)

幼児(3・4・5歳児)所持品

服装について

- 気温の変化により調節できるもの
- 活動しやすく、自分で着脱しやすいもの
- 上衣又は下衣にポケットのあるもの（ハンカチ・ポケットティッシュを入れます）
- カラー帽子（登降園時・園内で着用）
- 戸外用靴（足にあった履きやすいものにして下さい）
- ★名札(左胸に付けてください) →北名古屋市より支給されます

持ち物について

- カバン（肩にかけられるもの）
- カバンの中の持ち物
 - ・手拭きタオル
 - ・コップ、コップ袋
- 手さげ袋（30cm×40 cm）
- 上履き（バレースューズ）
- シューズ袋（指定なし）
- 水筒（年間通して使用します）
- ボックスティッシュ（園で使用）
- ハンカチ、ポケットティッシュ
- 着替え(上着・ズボン・パンツ・肌着・靴下・ビニール袋は、園で保管しますので、季節によって入れ替えてください。使用后、足りなくなった物は補充してください)



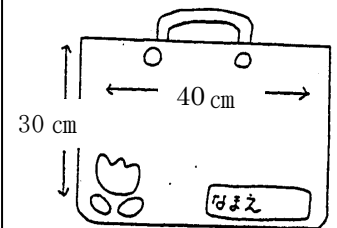
午睡について

〈3歳児〉 10月31日午睡終了

- ・敷布団(カバー付) 70 cm×120 cm前後
- ・掛け布団(カバー付) 95 cm×125 cm前後
- 又は
- ・敷パッドとベビー毛布等でも良いです。
- ・ベビー毛布及びタオルケット (気候に応じて)
- ・おねしょマット (必要に応じて)
- ・フェイスタオル (枕兼洗顔用)



手さげ袋の大きさ (園保管)



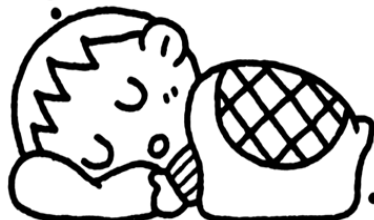
〈布団の持ち帰りについて〉

布団は金曜日に持ち帰ります。干してカバー等の洗濯を行い、清潔な物を月曜日に持ってきてください。

〈4・5歳児〉

季節に応じた用品を午睡の始まる前にお知らせします。

すべての物にひらがなで名前を書いてください。



乳児（1・2歳児）所持品

服装について

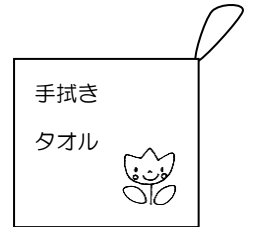
- 動きやすく、着脱しやすい服装を着用させてください。
- 気温の変化により調節できる服装を着用させてください。
- ★名札（乳児組の期間使用します。肩・背中などに付けてください。）→北名古屋市より支給されます。

食事のとき使うもの

- ・給食用エプロン …一日3枚
- ・口拭き用ウェットティッシュ
- ・手拭きタオル…一日1枚
- ・2歳児のみトイレ用タオル1枚



給食用エプロン



手拭き
タオル

着替え用衣服について

○着替えはその子に応じた枚数を用意してください。

- ・着替え用の服 …上下3組
- ・肌着 …3枚
- ・オムツ又はパンツ（子どもに応じた枚数）
- ・くつ下 …1足
- ・よだれかけ（必要に応じて）



着替え用の服（上下）



口拭きタオル



下着シャツ

その他の持ち物

- ・水筒（年間通して使用します）
- ・手提げ袋（登降園に使用）
- ・戸外用の帽子（園で保管、週末持ち帰り）
- ・戸外用の靴（発達に応じて使用）
- ・汚物入れ袋
- ・ボックスティッシュ
- ・おしり拭き
- ・避難靴（2歳児）



オムツ



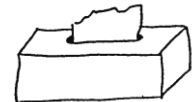
くつ下



戸外用帽子



水筒



ボックスティッシュ

午睡について

- 敷布団（カバー付）70 cm×120 cm前後
- 掛け布団（カバー付）95 cm×125 cm前後
- ベビー毛布及びタオルケット（気候に応じて）
- おねしょマット（必要に応じて）

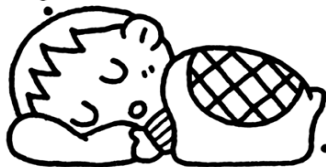
〈布団の持ち帰りについて〉

布団は金曜日に持ち帰ります。干してカバー等の洗濯を行い清潔な物を月曜日に持ってきてください。



お願い

- ♥ タンスの中を毎日確認し不足している物を補充してください。
- ♥ 季節に応じて衣類や帽子の入れ替えをしてください。
- ♥ すべての物に名前をはっきり書いてください。





◎道路を歩く時は必ず手をつないで歩きましょう。

●●● 沖村西

